

#### 審決取消請求事件

平成26年11月10日判決(知財高裁) 平成25年(行ケ)第10271号

キーワード:用語の解釈/実施可能要件

担当 弁理士 武田啓

#### 1. 事案の概要

原告が被告の本件特許に対し特許無効審判を請求したところ、被告は訂正請求をした。 特許庁は、訂正は認められないとした上で、請求不成立の審決をした。原告は、これを不 服として審決取消訴訟を提起した。

# 2. 結論

審決取消

# 3. 本件特許

発明の名称:アルコール飲料の風味向上剤及び風味向上法

登録番号 :特許第3530247号

出願日 : 平成 7年 2月20日

登録日 : 平成16年 3月 5日

### 4. 本件発明

「シュクラロースからなることを特徴とするアルコール飲料の風味向上剤。」

「アルコール飲料にシュクラロースを添加することを特徴とするアルコール飲料の風味 向上法。」

### 5. 争点

- (1) 本件明細書に記載の「アルコールの軽やか風味」との用語に係る実施可能要件違反 に関する審決の判断に誤りがあるか。
- (2) 本件明細書に記載の「シュクラロースの添加量及び試行錯誤」に係る実施可能要件 違反並びに一般化に係るサポート要件違反に関する審決の判断に誤りがあるか否か。

## 6. 裁判所の主な判断(下線は筆者)

(1)「アルコールの軽やか風味」との用語に係る実施可能要件違反について

(a) 当業者は、本件発明の実施に当たり、アルコール飲料にシュクラロースを添加することによって、アルコールに起因する「苦味」及び「バーニング感」を抑える一方、「アルコールの軽やか風味」については「生かしたまま」、すなわち、減殺することなく、アルコール飲料全体の風味を向上させられるか、という点を確認する必要がある。そして、この確認のためには、「アルコールの軽やか風味」の意味を明らかにすることが不可欠というべきである。

本件明細書には、シュクラロースを添加したアルコール水溶液又はアルコール飲料が示した好ましい味として、「味覚の柔らかな、苦味のない、アルコールの焼け感のない(飲料)」、「清涼で好ましい(もの)」、「果汁感があり、清涼な甘味を持つ良好な(飲料)」などが記載されている。

しかしながら、本件明細書の記載のすべてを参酌しても、これらの「好ましい味」が「軽 やか風味」に該当するものと直ちにいうことはできず、両者の関係は不明といわざるを得 ない。

(b)被告は、アルコールが単物質である以上、その風味は1つであり、「アルコールの軽やか風味」とは、その単一の風味を形容した呼称にすぎない旨主張する。

しかしながら、本件特許出願の前に公刊されていた文献においては、アルコールの風味に関し、①「灼くような味」(甲32)、②無水エタノールには、「やくような味がある。」(乙1)、②「申告された(アルコールの)味質は、甘味、酸味、苦味、またはその混合であった。」(乙2)などの記載が見られる。このことから、アルコールが複数の風味を有することは、本件特許出願当時、当業者に周知されていたといえ、したがって、被告の前記主張は採用できない。

(c)被告は、アルコールが「エーテル様の快香」等の香りを有することは、当業者に経験上広く知られており、このようなアルコールの風味を、その性質に鑑みて「軽やか風味」と形容したにすぎない旨主張する。

確かに、「風味」は、一般に、「食品を口内に入れたときの味覚、きゅう覚などの総合的感覚」として定義付けされるものの(甲28)、<u>本件明細書上、香り又はにおいに関す</u>る記載は、一切見られない。

また、本件明細書中の「アルコール飲料にはアルコールの軽やかな風味とともにアルコールに起因する苦味、バーニング感と称される口腔内が焼け付くような感覚が存在する。」という記載(【0003】)によれば、「軽やかな風味」は、「苦味」及び「バーニング感」と並列的に扱われているものとみることができる。そして、「苦味」は味覚であり、「バーニング感」も「口腔内が焼け付くような感覚」であることから、「軽やかな風味」についても、味覚に関わるものと解するのが自然である。

以上に鑑みると、「アルコールの軽やか風味」について「香り」と解することはできず、 被告の前記主張は採用できない。 (d) アルコールは、甘味、苦味、酸味、その混合、「灼く(やく)ような味」など複数の風味を有するところ、本件明細書においては、シュクラロースの添加がアルコールの苦味及びバーニング感を抑えることは確認されているものの、アルコールの有する複数の風味のうちそれら2つの風味のみを特異的に抑えることまでは確認されておらず、しかも、「アルコールの軽やか風味を生かしたまま」であるか否かは明らかにされていない。

本件明細書は、「アルコールの軽やか風味」を、アルコールに起因する「苦味」及び「バーニング感」と併存するものとして位置付けているものと認められるところ、本件明細書上、これらの関係は不明であり、したがって、「苦味」及び「バーニング感」の抑制によって、「アルコールの軽やか風味を生かす」という効果がもたらされるか否かも、不明といわざるを得ない。被告は、「苦味」及び「バーニング感」を抑制することが「アルコールの軽やか風味」の向上であるかのような主張をするが、これは、本件明細書の客観的記載に反する解釈である。

(e)以上によれば、「アルコールの軽やか風味」という用語の意味は、不明瞭といわざるを得ない。そして、前述のとおり、<u>当業者は、本件発明の実施に当たり、「軽やか風味」については「生かしたまま」</u>、すなわち、減殺することなく、アルコール飲料全体の風味を向上させられるか、という点を確認する必要があるところ、「軽やか風味」の意味が不明瞭である以上、上記確認は不可能であるから、本件特許の発明の詳細な説明は、「アルコールの軽やか風味」という用語に関し、実施可能性を欠くというべきである。

したがって、「アルコールの軽やか風味」の意味するところは明瞭といえる旨の本件審 決の判断は、誤りである。

(2) 「シュクラロースの添加量及び試行錯誤に係る」実施可能要件違反並びに一般化に 係るサポート要件違反について

「アルコールの軽やか風味」という用語の意味が不明瞭であることから、当業者において、「アルコールの軽やか風味を生かしたまま、アルコールに起因する苦味やバーニング感を抑えて、アルコール飲料の風味を向上する」ために必要なシュクラロースの添加量を決めることは不可能といわざるを得ない。

したがって、本件明細書は、<u>添加量に関して実施可能性を欠く</u>ものといえるから、当業者は、本件明細書の記載に基づき、多種多様なアルコール飲料についてシュクラロースの添加量を決めることができるという本件審決の判断は、誤りである。